

雲南市内で事業所、店舗を構える事業者の皆様

# 雲南市事業復活支援金のご案内

新型コロナウイルス感染症拡大の長期化により影響を受け、  
**雲南市内で事業所を構える事業者で国の事業  
復活支援金を受給していなく（受給予定含）  
売上が20%以上減少している**

事業者の皆様は事業の継続のための支援金を創設しました。

## 対象事業者・要件等

- ①新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け売上減少等事業への影響を受けている市内に事業所を構える事業者  
※法人にあつては本店または主たる事業所、個人にあつては住所または主たる事業所を市内に構えている事業者
- ②令和3年11月から令和4年3月(対象期間)の任意の月(対象月)の売上高が平成30年11月から令和3年3月までの基準期間の対象月と同じ月(基準月)の売上と比較して20%以上減少している月があり、**国の事業復活支援金を受給していない(受給予定でない)こと**  
※売上減少が30%を超え、国の支援金を未受給の方は確認にお時間をいただきますのでご承知おきください

対象期間	基準期間
令和3年11月から令和4年3月	平成30年11月から平成31年3月 令和元年11月から令和2年3月 令和2年11月から令和3年3月

- ③今後も事業を継続していく意思があること
  - ④政治団体、宗教団体でないこと
  - ⑤雲南市暴力団排除条例(平成24年条例第8号)第2条第1号に規定する暴力団若しくはこれらと密接な関係を有している者でないこと
- ※新規創業者等の特例もありますので詳しくはお問合せください

交付上限	個人	法人(基準月を含む年間売上高により上限を定めています)		
		売上高 1億円以下	1億超～5億円未満	5億円超～
10万円	20万円	30万円	50万円	
交付算定式	<b>基準期間の売上高－対象月の売上高×5</b> ※算定式で算出した金額が交付上限を超えた場合は交付上限の額となります			

**事前相談・お申込みについては事前に下記の相談窓口までお電話ください。**

■相談窓口

- ・雲南市役所 商工振興課[3階] TEL 0854-40-1052
- ・雲南市商工会 TEL 0854-45-2405

本件に関するお問い合わせ先 : 雲南市 商工振興課 TEL0854-40-1052  
〒699-1392 雲南市木次町里方521-1 3階

申請について詳しくは裏面へ↓

申請書様式以外に以下の書類をご準備ください。

☆個人事業者の場合：平成30年から令和3年の確定申告書類（決算書等含む）等の写し、および令和4年1月から3月の月別の売上が確認できる書類（売上台帳等の写し、売上高等確認資料）

☆法人の場合：法人の場合：平成30年11月を含む事業年度から直近の事業年度の確定申告書類（決算書等含む）等の写し、および直近の決算月から令和4年3月の月別の売上が確認できる書類（売上台帳等の写し、売上高等確認資料）

☆中小法人等の方は履歴事項全部証明書の写し、個人事業者等の方は本人確認書類の写し

☆店舗、事業所の市内での所在が分かる書類（事業許可書、事業者のパンフ、履歴事項全部証明書等の写し）

☆振込口座の通帳の写し

●申請受付期間

～ 令和4年9月30日（金）まで

詳細・様式等については  
下記問い合わせ先にご連絡ください。  
雲南市ホームページでも確認できます。

雲南市事業復活支援金ページ  
<https://www.city.unnan/sangyou/jigyousyamu/R4jigyofukkatsu.html>



対象事業者

申請の流れ

事前相談

申請書提出

交付決定

支援金請求

交付

雲南市役所商工振興課

事前相談・お申込みについては事前に下記の相談窓口までお電話ください。

■相談窓口

・雲南市役所 商工振興課[3階] TEL 0854-40-1052  
・雲南市商工会 TEL 0854-45-2405

本件に関するお問い合わせ先：雲南市 商工振興課 Tel0854-40-1052  
〒699-1392 雲南市木次町里方521-1 3階